

港区立麻布子ども中高生プラザ  
指定管理者公募要項

令和6年2月

港 区

# 目 次

I	施設の概要	1
1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	子ども中高生プラザの設置目的	1
3	麻布子ども中高生プラザの概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 施設規模	1
	(4) 開設年月日	2
	(5) 開館日及び開館時間	2
	(6) 利用対象者	2
	(7) 使用料	3
	(8) 併設する施設の概要	3
	(9) 外部サイトのリンク先	3
	(10) 指定管理料等	4
4	指定期間	4
II	指定管理者が行う業務	5
1	事業運営	5
	(1) 基本事業	5
	(2) 提案事業	5
	(3) 自主事業	5
	(4) 職員体制	5
	(5) その他	6
2	施設の維持管理	6
	(1) 施設の維持管理業務	6
	(2) 安全及び安心に関する業務	7
3	管理運営の基準	8
	(1) 関係法令等の遵守	8
	(2) 区が定める指針等への対応	8
	(3) 個人情報保護	9
	(4) 再委託の禁止	9
	(5) 地域との連携	9
	(6) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担	9
4	運営経費等に関する事項	12
	(1) 指定管理料の支払	12
	(2) 従事する職員の最低賃金水準額	14
	(3) 備品購入の取扱い	14

(4) 収入 .....	14
(5) キャッシュレス決済の推進.....	14
(6) 損害賠償保険 .....	14
(7) 消費税及び事業所税 .....	15
(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応.....	15
(9) 銀行口座の開設 .....	15
(10) その他.....	15
<b>Ⅲ 選定手続</b> .....	<b>16</b>
<b>1 公募の手続及び手順</b> .....	<b>16</b>
(1) 申請者の資格 .....	16
(2) 複数の団体による共同申請.....	16
(3) 公募の日程.....	17
(4) 公募説明会及び現地見学会.....	17
(5) 申請手続 .....	18
(6) 計画書類の提出 .....	19
(7) 提出書類に関する留意事項.....	22
(8) 応募に関する留意事項.....	23
(9) 質疑の受付及び回答 .....	23
(10) 申請書類の受付 .....	24
<b>2 指定管理者候補者の選考及び選定</b> .....	<b>24</b>
(1) 指定管理者候補者の選考 .....	24
(2) 指定管理者候補者の選定 .....	24
(3) 基本的な選考基準 .....	25
(4) 審査結果の通知 .....	26
(5) 第二次審査用資料の提出 .....	26
<b>Ⅳ 決定後の手続</b> .....	<b>27</b>
<b>1 基本協定書及び年度協定書</b> .....	<b>27</b>
(1) 協定の締結.....	27
(2) 基本協定書の主な事項.....	27
(3) 年度協定書の主な事項.....	28
<b>2 災害時協定</b> .....	<b>28</b>
(1) 協定の締結.....	28
(2) 災害時協定書の主な事項 .....	28
<b>3 事業計画書及び収支予算書の作成</b> .....	<b>28</b>
(1) 事業計画書及び収支予算書の作成.....	28
(2) 事業報告書及び収支決算書の作成.....	28
<b>4 業務の引継ぎ等</b> .....	<b>28</b>
<b>5 情報の公表</b> .....	<b>29</b>
(1) 応募書類等.....	29
(2) 選考及び選定過程の情報 .....	29

(3) 指定管理業務に関する情報.....	29
<b>6 モニタリング等の実施.....</b>	<b>29</b>
(1) モニタリングの実施.....	29
(2) 第三者評価の実施.....	30
(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出.....	30
(4) 監査の実施.....	30
<b>7 指定の取消し等.....</b>	<b>30</b>
(1) 指定の取消しと業務の停止.....	30
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置.....	31
<b>問合せ先.....</b>	<b>31</b>

# I 施設の概要

## 1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理及び運営を包括的に委任する指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、「港区立麻布子ども中高生プラザ」の管理及び運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別紙1）に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解の上、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

## 2 子ども中高生プラザの設置目的

港区では「港区基本計画・港区実施計画」及び「港区次世代育成支援対策行動計画」に基づき、家庭や地域と協力し、子どもの集団やそのリーダーを育成するとともに、地域における子どもの活動と交流の場の整備及び拡張を進めています。そのため、5地区の総合支所（芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区、芝浦港南地区）ごとに、既存の児童館、学童クラブ、教育委員会などと連携しながら、乳幼児から中高生までの幅広いニーズに対応していくという目的の下、地域の中核的児童施設として、設置条例に基づき、子ども中高生プラザを整備してきました。

また、子ども・子育て支援法に基づき策定された「港区子ども・子育て支援事業計画」の方針を踏まえて、子ども中高生プラザにおいても「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」や「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）」など様々な子育て支援対策を充実させていきます。

## 3 麻布子ども中高生プラザの概要

### (1) 名称

港区立麻布子ども中高生プラザ

### (2) 所在地

東京都港区南麻布四丁目6番7号

### (3) 施設規模

ア 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

イ 階数：地上4階

ウ 敷地面積：4,116.07㎡

エ 延べ床面積：5,017.91㎡

【内訳】

(ア) 麻布子ども中高生プラザ（2階、4階の一部）

1, 637.03㎡（専有部分）

(イ) 併設施設

ありすいきいきプラザ（3階ほか）2, 138.65㎡（専有+共有部分）

本村保育園（1階の一部）1, 242.23㎡（専有部分）

オ 主な諸室

(ア) 乳幼児：子育てひろば室

(イ) 学 童：学童クラブ室

(ウ) 共 用：アリーナ、音楽室、創作活動室、学習室、遊戯室、休憩スペース、  
器具庫、相談室、事務室、ローラーブレード場（屋上）

※ 施設の図面については、公募要項配布期間中（令和6年2月19日から5月24日まで）に麻布地区総合支所管理課にて配布します。

(4) 開設年月日

平成26年9月1日

(5) 開館日及び開館時間

ア 子ども中高生プラザの開館日及び開館時間

開館日	通年 （国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29～31、1/2～3を除く）
開館時間	9：30～20：00

イ 各事業の実施日及び実施時間

事業名	事業実施日	事業実施時間
学童クラブ	ア 月曜日～金曜日	ア 放課後～19：00 イ 8：00～17：00 ウ 8：00～19：00
	イ 土曜日	
	ウ 三季休業期間の平日 （国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29～31、1/2～3を除く）	
子育てひろば	通年 （国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29～31、1/2～3を除く）	10：00～18：00

※ 三季休業期間とは、港区立学校の管理運営に関する規則第3条の2に規定する休業日をいう。

※ 開館日、開館時間とも区長が必要と認めるときは、この限りではない。

(6) 利用対象者

ア 児童及び児童の保護者その他関係者

イ 上記に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(7) 使用料

施設の利用は、無料です。

(8) 併設する施設の概要

当施設には、ありすいきいきプラザ（高齢者施設）及び本村保育園（区立認可保育園）が併設されています。

なお、ありすいきいきプラザは別途指定管理者が業務を行います。また、本村保育園は区の直営により業務を行います。

ア ありすいきいきプラザ（3階ほか）

(ア) 開館日及び開館時間

開館日	通年（12/29～1/3を除く）
開館時間	9：00～21：30（日曜日は9：00～17：00）

イ 本村保育園（1階の一部）

(ア) 定員 106名

0歳児（3カ月～） 12名

1歳児 14名

2～5歳児 各20名

(イ) 開園日及び開園時間

開園日	通年 （日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、 12/29～31、1/2～3を除く）		
開園時間		基本保育	延長保育
	月曜日～金曜日	7：15～18：15	18：15～20：15
	土曜日	7：15～18：15	実施しません

※ ただし、区長が必要と認めるときは、変更する場合があります。

(9) 外部サイトのリンク先

<https://azabu-plaza.jp>

#### (10) 指定管理料等

本施設の過去（直近3か年）の指定管理料等については、下表のとおりです。

なお、記載額は過去の実績を参考として示したものであり、本提案における指定管理料の上限額を示すものではありません。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入		119,106,583円	122,395,986円	126,893,967円
	指定管理料	119,084,123円	122,346,786円	126,728,367円
	その他収入（講座参加費等）	22,460円	49,200円	165,600円
支出		117,836,119円	120,546,599円	125,519,538円
	職員人件費	91,915,524円	97,631,136円	103,873,557円
	光熱水費	4,688,116円	5,769,569円	7,814,425円
	修繕費	481,379円	539,941円	398,485円
	事業運営費	12,594,524円	8,433,913円	8,146,099円
	施設管理経費	198,440円	172,040円	168,740円
	その他経費	7,958,136円	8,000,000円	5,118,232円

※ 指定管理料は、項番Ⅱ4（1）における予算額と実績額の差額を清算した後の指定管理料の額です。

※ 自主事業に係る収入及び経費は含みません。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、児童館等の一般利用を令和2年3月2日から6月30日まで休止しました。

## 4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

## Ⅱ 指定管理者が行う業務

### 1 事業運営

#### (1) 基本事業

港区立子ども中高生プラザ条例（平成14年港区条例第50号、以下「条例」という。）第3条で、次のように定めています。詳細については、別紙業務基準書を参照してください。

- ア プラザ施設の利用に関すること。
- イ 児童の自主活動に関すること。
- ウ 中学生、高校生等の文化、芸術活動等に関すること。
- エ 児童の体力増進に関すること。
- オ 児童の相談に関すること。
- カ 子育て支援に関すること。
- キ 学童クラブに関すること。
- ク 児童に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ケ 地域組織等との連携、協力及び交流に関すること。
- コ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

#### (2) 提案事業

条例第1条に定める目的を達成するため、上記（1）に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、本施設が麻布地区の中核的児童施設であることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

#### (3) 自主事業

上記（1）（2）のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

#### (4) 職員体制

関係法令を熟知し、事業を実施するために必要な知識及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理運営に支障が無いよう配慮してください。また、指定管理者は、公の施設の職員としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

##### ア 施設長

これまでに児童福祉施設（児童厚生施設、児童養護施設、保育園等）及びこれに類する施設に3年以上勤務したことがあり、施設運営について熟知した者を配

置してください。

#### イ 副施設長

これまでに児童福祉施設（児童厚生施設、児童養護施設、保育園等）及びこれに類する施設に勤務した経験があり、施設運営について熟知した者を配置してください。

#### ウ 職員

（ア）児童福祉施設勤務経験者を含み、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年12月9日条例第51号）第49条の規定に該当する者を配置してください。

（イ）障害児の受入れについては、港区児童館等における障害児受入れに関する実施要綱（平成23年22港子第2434号）第5条に基づき、適正な職員配置を行ってください。

（ウ）麻布地区の国際色豊かな環境を踏まえ、多言語対応についても想定した適正な職員配置を行ってください。

#### エ 学童クラブ事業担当職員（放課後児童支援員）

（ア）港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年度条例第29号）第10条第3項の規定に該当する者を配置してください。職員数については、学童クラブの定員80名に応じた人員を配置し、支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上配置すること。なお、1単位につき、1名まで放課後児童支援員を補助員に変えることができる。また、同条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、各単位40名を超える児童数概ね20名につき1名の放課後児童支援員を追加して置くこと。

### （5）その他

ア 地域懇談会の開催や意見箱の設置等により、利用者や地域からの意見及び要望等を聴取し、ニーズの把握を行うこと。

イ パンフレット、広報紙の発行、ホームページの作成などにより、子ども中高生プラザのPRを行うこと。

ウ 他の子ども中高生プラザ、児童館等との連絡調整に協力すること（概ね月1回）。

エ 地区内の他の施設との連絡調整に協力すること（概ね月1回）。

オ 施設職員が行政運営の担い手の一員として自覚できるよう、人材育成に取り組むこと。

## 2 施設の維持管理

### （1）施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。

複合施設の主たる管理者は、いきいきプラザを管理する指定管理者であり、建物の全体管理と共有部の維持管理を責務とします。

麻布子ども中高生プラザは、いきいきプラザを管理する当該指定管理者や本村保

育園との情報共有等、日常的に連携を図ります。

詳細については、別紙業務基準書を参照してください。

ア 子ども中高生プラザの利用登録受付、登録証の発行を行うこと。

イ 学童クラブ児童見守りシステムの利用受付業務を行うこと。

ウ 施設の日常、定期及び特別清掃を行うこと。

エ 学校110番非常通報装置点検を行うこと。

オ 侵入者に対する万全の対策を行うこと。

カ 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行うこと。

(ア) 施設及び付属設備の管理、物品等の取扱いに関する業務

(イ) 1件130万円(税込)以下の軽易な修繕及び整備

(ウ) 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

キ 省エネルギー、省資源、グリーン購入に配慮した管理運営に努めること。

## (2) 安全及び安心に関する業務

ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル」(別紙2)に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報、連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

イ 休日及び夜間の連絡体制を確立すること。

ウ 区有施設等安全点検及び点検報告(日常点検、総点検、エレベーター点検確認)、「港区有施設の安全管理に関する要綱」(別紙3)、「港区有施設安全管理業務実施要領」(別紙4)に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施すること。

エ 震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとする。

オ AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。

カ 上記アからオまでを適切に遂行するために、事件及び事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行うこと。

キ 利用者に対する見守り、声掛け、相談、利用者家族への引継ぎなど様々な支援を行うこと。

ク 麻布地区総合支所等との防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力すること。

ケ 本施設は、区民避難所(地域防災拠点)に指定されていることから、区が区民避難所(地域防災拠点)を開設した際には、別途締結する災害時協定に基づき対応すること。

コ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。

サ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」(別紙5)を遵守し、漏えいの防止等

の適正な管理に努めること。

### 3 管理運営の基準

#### (1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、以下に掲げるものをはじめとした関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

- ア 港区立子ども中高生プラザ条例及び施行規則
- イ こども基本法
- ウ 児童福祉法及び施行規則
- エ 子ども・子育て支援法
- オ 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則
- カ 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則
- キ 港区学童クラブ条例及び施行規則
- ク 港区学童クラブ運営要綱
- ケ 港区児童館等における障害児受入れに関する実施要領
- コ 港区児童館等における障害児に関する協議会設置要綱
- サ 港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱
- シ 港区学童クラブおやつ代・お楽しみ会費助成要綱
- ス 港区学童クラブ入会選考基準適用要領
- セ 港区学童クラブ等弁当配送事業実施要綱
- ソ 港区立児童館等直接一般来館事務取扱要領
- タ 港区子育てひろば事業実施要綱
- チ 地方自治法
- ツ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- テ 個人情報保護に関する法律
- ト 港区情報公開条例及び施行規則
- ナ 港区環境基本条例
- ニ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- ヌ 港区防災対策基本条例
- ネ 港区暴力団排除条例
- ノ 港区有施設の安全管理に関する要綱
- ハ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ヒ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- フ 児童虐待の防止等に関する法律
- ヘ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

#### (2) 区が定める指針等への対応

以下の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
  - イ 港区情報安全対策指針
  - ウ 港区環境マネジメントシステムハンドブック
  - エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
  - オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
  - カ (公社)港区シルバー人材センター及び障害者就労施設等への優先発注
  - キ 区内中小事業者への優先発注
  - ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
  - ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
  - コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
  - サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
  - シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱
  - ス その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる指針等
- ※ 別紙「港区が定める指針等の一覧」(別紙6)を参照してください。

### (3) 個人情報保護

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

### (4) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

再委託を行う場合においては、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。

### (5) 地域との連携

地元町会、自治会及びその他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ってください。

### (6) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

ア 役割分担 (◎：主体的な役割 ○：補助、助言、指導する役割)

項目	指定管理者	港区
設置者としての責務	—	◎
子ども中高生プラザの管理運営	◎	○ 条例・規則事項
施設の管理 (設備及び物品の管理)	◎	○
施設の占用及び行為許可	—	◎

	苦情対応	◎	○
	緊急時の対応（事件及び事故等）	◎（※）	◎（※）
	施設の安全対策（安全点検、整備、改修等）	◎（※）	◎（※）
	広報及びPR	◎	○
	事業運営	◎	○

（※）設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

#### イ 管理責任の分担（○：主たる分担者）

項 目				管理責任分担	
				港区	指定管理者
1	法令等の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
		(2)	上記以外の一般的な税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類	(1)	区が作成した書類に起因する事項	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	

		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出、漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設、設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設、設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計及び構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円以下のもの）		○
12	備品（I種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、区から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難及び紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要		○

		する費用		
	(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における原状復帰に要する費用		○

（備考）

2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

#### 4 運営経費等に関する事項

##### (1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書及び年度協定書で定めま

す。  
資金・収支計画書及び受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

ア 職員人件費	<p>施設に勤務する職員等（職員配置表に記載した職員等）にかかる人件費</p> <p>※ 職員配置表で配置することとした職員の人件費について積算してください。</p> <p>※ 人件費の積算に当たっては、職員の定期昇給を加味するとともに、区が定める最低賃金水準額を遵守してください。（最低賃金水準額については項番Ⅱ4（2）を参照）</p> <p>※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます</p>
イ 光熱水費	<p>施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金等</p> <p>※ 光熱水費（電気、ガス、水道代）については、予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p>
ウ 修繕費	<p>施設や設備等の修繕、備品等の修理に必要な経費</p> <p>※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設</p>

	<p>定し、1件130万円（税込）以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。</p> <p>※ 1件130万円（税込）を超える修繕又は修理は、指定管理料とは別に区が実施します。</p> <p>※ 予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p>
エ 事業運営費	<p>施設で実施する各種事業に必要な経費</p> <p>※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p>
オ 施設管理経費	<p>施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費</p> <p>※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。</p>
カ その他経費	<p>本社（本部）等が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社（本部）等が支援するために必要な経費、企業の利益など、上記のア～オのいずれにも該当しない経費</p> <p>※ 「その他経費」は、一括計上は不可です。次の内訳に基づいて記載してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>「その他経費」の内訳について</b></p> <p><b>事務管理経費</b> 本社（本部）等による施設支援に係る、人件費、会議費、出張費等</p> <p><b>運営費</b> 本社（本部）等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等</p> <p><b>租税公課</b> 指定管理者が納付すべき消費税や事業所税等</p> </div>

※ 各経費の計上に当たっては、算定の考え方や根拠等を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 従事する職員の最低賃金水準額

指定管理者は、本施設に配置される職員（再委託及び人材派遣会社により配置する職員を含む。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」で定める金額と同額（令和6年度 一般事務・時給額：1,180円）です。

最低賃金水準額は、毎年度見直します。また、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づく地域別最低賃金額が最低賃金水準額を上回ったときは、地域別最低賃金額を最低賃金水準額とします。

(3) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円（税込）を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(4) 収入

子ども中高生プラザの利用料は、無料です。

管理運営業務に係る経費は原則として区からの指定管理料で措置します。

事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）は区の考え方に基づいて徴収できます。

学童クラブの育成料は、区の収入とし、育成料の収入に係る事務は区が行います。

学童クラブのおやつ代・お楽しみ会費は区が定める金額を保護者負担とし、指定管理者が徴収します。

その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(5) キャッシュレス決済の推進

区は、PayPay株式会社が提供する二次元コード決済である「PayPay」を全ての区有施設等の窓口で利用可能な決済サービスとするとともに、一定以上の収納件数が見込まれる場合はマルチ決済端末（クレジットカード、電子マネー、二次元コード）を配備しています。

指定管理者は、項番Ⅱ4（4）の収入を利用者から直接収納する場合、区と協議の上、キャッシュレス決済の導入に向けた必要な対応をお願いします。キャッシュレス決済に係る費用負担の考え方は下表のとおりです。

収納内容	月額利用料、決済手数料等の負担者
使用料又は利用料金を収納する場合	区 (指定管理料で措置)
基本事業や提案事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	
自主事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	指定管理者

(6) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額

を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。

指定管理者が加入すべき保険の補償額の最低水準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

## (7) 消費税及び事業所税

### ア 消費税

消費税法第2条第1項第8号において、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」と規定されていることから、指定管理料は、原則として、その全額が消費税の課税対象となります。なお、社会福祉施設等、公の施設の種類と内容によって非課税として取り扱われる場合もあります。

### イ 事業所税

利用料金制を採用している公の施設で指定管理者が事業主体とみなされる場合は、事業所税の課税対象となる可能性があります。なお、各施設及び各指定管理者の具体的な判定については、管轄する都税事務所に確認をお願いします。

## (8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されます。指定管理者においては、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

## (9) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

## (10) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

### Ⅲ 選定手続

#### 1 公募の手続及び手順

##### (1) 申請者の資格

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する法人その他の団体で、次のアからオの全てに該当する者

ア 子ども中高生プラザの運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者

イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものは可とする。

エ 応募時点において、児童館（放課後児童健全育成事業を含む。）、及びこれらに類する事業運営を行っている事業者であること。

オ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項及び第 167 条の 5 第 1 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にある者

(ウ) 国税又は地方税を滞納している者

(エ) 指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから 2 年間が経過していない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある団体

##### (2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体を結成の上、申請することも可能です。その場合は、申請時まで共同事業体を結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。共同事業体のすべての団体が上記（1）申請者の資格に該当することが必要です。

- イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。
- ウ 当該共同事業体の代表団体及び構成団体は、本公募において別の共同事業体又は単独により申請することはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

### (3) 公募の日程

公募要項発表	令和6年2月19日(月)
公募説明会及び現地見学会	令和6年2月27日(火)
質疑受付	令和6年2月19日(月)から 令和6年3月1日(金)まで
質疑回答	令和6年3月11日(月)
申請受付	令和6年2月19日(月)から 令和6年5月24日(金)まで
第一次審査(書類審査)	令和6年6月17日(月)予定
第二次審査(プレゼンテーション)	令和6年7月9日(火)予定
指定管理者候補者選定	令和6年8月上旬予定
指定管理者の指定	令和6年10月下旬予定

### (4) 公募説明会及び現地見学会

#### ア 公募説明会及び現地見学会

- ・日時 令和6年2月27日(火) 午前10時～12時
- ・場所 麻布子ども中高生プラザ

#### イ 参加申込

所定の申込書を令和6年2月26日(月)正午までに、メールで送付してください。送信確認のため、送信後に電話にて連絡をお願いいたします。

会場の都合上、1団体2名まででお願いします。

見学会については、原則利用者が使用している部分の写真撮影はできません。

来場、移動の際は公共交通機関をご利用ください。

(5) 申請手続

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

提出書類		様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
	指定管理者指定申請書	【様式1】	1部	1部	8部
※共同事業者の場合は次の様式も提出してください。					
①	[A]共同事業者構成書	【様式A】	1部	1部	8部
	[B]共同事業者協定書兼委任状	【様式B】	1部	1部	-
	[C]宣誓書	【様式C】	1部	1部	-
	[D]安定運営の取組	【様式D】	1部	1部	8部
②	宣誓書	【様式2】	1部	-	-
③	法人（団体）等の概要	【様式3】	1部	1部	8部
④	定款、寄附行為又はこれに類するもの ※最新のもの	-	1部	1部	-
⑤	法人の登記事項証明書（全部事項証明書） ※申請日前3か月以内に発行されたもの	-	1部	1部	-
⑥	印鑑証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたもの	-	1部	1部	-
⑦	預金残高証明書 ※最新の決算期末日現在のもの	-	1部	1部	-
⑧	決算書類等 ※直近の決算期3期分に係るもの	-	1部	1部	-
	<b>書類例</b> [株式会社] 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、付属明細書、連結財務諸表（該当する団体のみ） [社会福祉法人] 資金収支計画書、事業活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、事業報告、付属明細書、財産目録 [NPO法人] 活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、事業報告書				

⑨	監査報告書 ※直近の決算期3期分に係るもの ※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出	-	1部	1部	-
⑩	事業計画書及び収支予算書 ※公益法人等、法令で作成が義務付けられている団体のみ提出 ※申請日に属する事業年度のもの	-	1部	1部	-
⑪	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書 ※直近の決算期2期分に係るもの	-	1部	1部	-
⑫	担保提供資産について	【様式4】	1部	1部	-
⑬	債務の保証について	【様式5】	1部	1部	-
⑭	類似施設の管理運営実績について	【様式6】	1部	-	8部
⑮	情報セキュリティ確認チェックシート	【様式7】	1部	-	8部
⑯	労働環境チェックシート	【様式8】	1部	-	8部

(6) 計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
管理運営計画に関する書類					
①	計画書類等提出書	【様式9】	1部	1部	8部
②	資金・収支計画書 (令和7年度から令和11年度まで)	【様式10】	1部	1部	8部
③	受託経費見積書 (令和7年度から令和11年度まで)	【様式11】	1部	1部	8部
④	給与、報酬、賃金等に関する規程 ※最新のもので、人件費の積算内訳の根拠となるもの	様式自由	1部	1部	8部
⑤	施設長予定者の勤務した実績	【様式12】	1部	-	8部

⑥	麻布子ども中高生プラザの設置目的を踏まえた基本的な運営方針及び目標(すべての利用者を踏まえたもの)	【様式 13】	1 部	-	8 部
⑦	施設運営に関する基本的な考え方及び管理運営体制(職員体制及び勤務体系)	【様式 14】	1 部	-	8 部
	職員配置表 ※「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成	【様式 14-2】	1 部	-	8 部
	職員ローテーション表 (雇用区分別 ①月～金 ②土 ③三季休業中)	【様式 14-3】	1 部	-	8 部
⑧	職員の確保及び育成に対する考え方	【様式 15】	1 部	-	8 部
⑨	苦情対応、本部との連絡体制及びサービス評価の具体的な取組	【様式 16】	1 部	-	8 部
⑩	個人情報保護及び情報セキュリティの取組	【様式 17】	1 部	-	8 部
	環境に配慮した施設運営の具体的な取組				
⑪	施設利用者の安全確保(不審者対応、盗難等に対するセキュリティ対策、衛生管理、アレルギー対応)、事故予防に対する考え方や具体的な取組	【様式 18】	1 部	-	8 部
⑫	利用者の人権への配慮(いじめや虐待の防止、早期発見などを含む)、法令順守への取組、専門機関(児童相談所、子ども家庭支援センター等)との連携についての具体的な取組	【様式 19】	1 部	-	8 部
⑬	地震及び防災等の危機管理への取組、マニュアルの整備 ※ マニュアル本文は、別ファイルで、正本 1 部、副本② 1 部の計 2 部のみ提出してください。	【様式 20】	1 部	-	8 部
	区が区民避難所(地域防災拠点)を開設した場合の管理運営体制(職員体制及び勤務体系)の考え方				
	区民避難所運営支援業務に関する基本的な考え方				
⑭	再委託を予定している業務 ※区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。	【様式 21】	1 部	-	8 部

⑮	指定管理者変更時の業務引継計画 ※ 引継ぎを行う場合、引継ぎを受ける場合の両方を記載してください。また、主な引継ぎ項目とその引継ぎに要する期間（目安）も記載してください。	【様式 22】	1 部	-	8 部
事業運営に関する書類					
⑯	学童クラブの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組	【様式 23】	1 部	-	8 部
⑰	子育てひろばの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組	【様式 24】	1 部	-	8 部
⑱	子ども中高生プラザ利用者の各年代に応じた健全育成（自主性及び協調性）についての考え方と具体的な取組	【様式 25】	1 部	-	8 部
⑲	中高生の居場所づくりに対する考え方と具体的な取組（認知度向上へ向けた情報発信の取組、中高生世代の関心を惹きつける居場所づくりの取組等）	【様式 26】	1 部	-	8 部
⑳	各年代、利用目的に応じた障害児対応をはじめ、配慮を必要とする子どもへの対応、他の利用者との交流、専門機関（児童発達支援センター等）との連携についての考え方と具体的な取組	【様式 27】	1 部	-	8 部
㉑	多言語及び多文化の利用者への配慮、日常的に多文化交流を促す事業運営についての考え方と具体的な取組	【様式 28】	1 部	-	8 部
地域の拠点としての活動の積極性に関する書類					
㉒	地域特色（歴史、文化、国際性）を活かした児童健全育成の考え方と具体的な取組	【様式 29】	1 部	-	8 部
㉓	児童の自主的な地域活動の推進についての考え方と具体的な取組	【様式 30】	1 部	-	8 部
	施設運営における地域ボランティアとの連携についての考え方と具体的な取組				
㉔	地域の小・中学校、高校、企業、町会、自治会等の地域との連携及び交流についての考え方と具体的な取組	【様式 31】	1 部	-	8 部
㉕	併設施設、他の児童館、子ども中高生プラザ、総合支所等との連携及び交流についての考え方と具体的な取組	【様式 32】	1 部	-	8 部
効率的で質の高いサービスの提供に関する書類					

⑳	施設利用者の満足度向上に向けたサービス評価の具体的な取組	【様式 33】	1部	-	8部
㉑	施設利用者への情報の発信と周知方法及び手段の多様化や工夫の具体的な提案	【様式 34】	1部	-	8部
㉒	年間を通じた活動や行事の具体的な提案	【様式 35】	1部	-	8部
㉓	提案事業の具体的な提案	【様式 36】	1部	-	8部
㉔	自主事業の具体的な提案	【様式 37】	1部	-	8部
その他					
㉕	区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組	【様式 38】	1部	-	8部
㉖	今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた取組	【様式 39】	1部	-	8部
㉗	提案書概要	【様式 40】	1部	-	8部

(7) 提出書類に関する留意事項

ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。

イ **副本①は製本をそのまま複写、副本②については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。**

ウ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。

エ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。

オ 提出書類はA4判タテ1枚（両面可）で作成（所定の様式が定められているもの、パンフレットを除く。）し、順序どおりにファイル（A4サイズ、2穴）に左綴じで作成して下さい。

カ 文字のフォントについては次の通りです。

（ア） 本文「BIZ UD 明朝 Medium フォント」

（イ） 見出し「BIZ UD ゴシック」

（ウ） フォントサイズ「11ポイント以上」

キ 申請書類、計画書類はそれぞれ別のファイルに綴じてください。ファイルの背表紙、表紙に『港区立麻布子ども中高生プラザ（申請書類）』又は『港区立麻布子ども中高生プラザ（計画書類）』のテプラ等のシールを貼り、正本、副本①のみ法人名を明記したシールを貼ってください。

ク 申請書類には、前記（5）の提出書類①～⑬の見出しを、計画書類には前記

(6)の提出書類①～③の見出しをインデックスでつけ、通しでページ番号を付してください。

ケ 正本は、ファイル(A4サイズ、2穴)に提出一覧表をファイルの目次としてセットし、前記(5)の①～⑯、前記(6)の①～③のインデックス見出しを貼り、提出書類を順序どおりに綴じ込み、指定部数を提出してください。

コ 副本①は、ファイル(A4サイズ、2穴)に提出一覧表をファイルの目次としてセットし、前記(5)の①～⑬(②を除く)、前記(6)の①～④のインデックス見出しを貼り、提出書類を順序どおりに綴じ込み、指定部数を提出してください。

サ 副本②は、ファイル(A4サイズ、2穴)に提出一覧表をファイルの目次としてセットし、前記(5)の①、③及び⑭～⑯、前記(6)の①～③のインデックス見出しを貼り、提出書類を順序どおりに綴じ込み、指定部数を提出してください。

シ 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ス 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

## (8) 応募に関する留意事項

### ア 選考委員会委員等との接触禁止

公募要項の公表日以降、公募説明会及び現地見学会等の区が提供する機会を除き、本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

### イ 応募の辞退

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。

### ウ 費用の負担

提案や指定後の協議に対しての参加報酬、交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

### エ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体による応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

## (9) 質疑の受付及び回答

### ア 質問書の受付

所定の質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に、メールで送信してください。送信未達を防ぐため、事後に電話にて連絡をお願いします。これ以外での方法(持参、郵送、電話、口頭等)又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間 令和6年2月19日(月)～令和6年3月1日(金)(必着)  
平日の午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先 〒106-8515  
港区麻布地区総合支所管理課 担当 本多  
TEL 03(5114)8805  
メールアドレス minato77@city.minato.tokyo.jp

#### イ 質問回答

令和6年3月11日(月)を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの)によっては、回答しないことがあります。

#### (10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 令和6年2月19日(月)から5月24日(金)まで  
平日の午前9時から午後5時まで

※申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。事前連絡がないものについては、受け付けません。

※申請書類提出後の内容変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出先 港区六本木五丁目16番45号  
港区麻布地区総合支所管理課 担当：本多  
電話：03-5114-8805

## 2 指定管理者候補者の選考及び選定

### (1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

### (2) 指定管理者候補者の選定

ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定

管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

### (3) 基本的な選考基準

ア 安定的な経営基盤を有していること

(公認会計士による財務状況分析を実施します。)

イ 業務の実績について

類似施設の管理運営実績

ウ 資金・収支計画について

エ 受託経費見積書

オ 管理運営に関する事項について

(ア) 麻布子ども中高生プラザの設置目的を踏まえた基本的な運営方針及び目標  
(すべての利用者を踏まえたもの)

(イ) 管理運営体制（職員体制及び勤務体系）

(ウ) 職員の確保及び育成に対する考え方

(エ) 苦情対応、本部との連絡体制及びサービス評価の取組

(オ) 個人情報保護及び情報セキュリティの取組、環境に配慮した施設運営の取組

(カ) 施設利用者の安全確保（不審者対応、盗難等に対するセキュリティ対策、衛生管理、アレルギー対応）、事故予防に対する考え方や取組

(キ) 利用者の人権への配慮（いじめや虐待の防止、早期発見などを含む）、法令順守への取組、専門機関との連携

(ク) 地震及び防災等の危機管理への取組、マニュアルの整備、区が区民避難所（地域防災拠点）を開設した場合の管理運営体制（職員体制及び勤務体系）の考え方、区民避難所運営支援業務に関する基本的な考え方

カ 事業運営について

(ア) 学童クラブの運営と家庭への支援についての考え方と取組

(イ) 子育てひろばの運営と家庭への支援についての考え方と取組

(ウ) 子ども中高生プラザ利用者の各年代に応じた健全育成（自主性及び協調性）についての考え方と取組

(エ) 中高生の居場所づくりに対する考え方と取組

(オ) 各年代、利用目的に応じた障害児対応をはじめ、配慮を必要とする子どもへの対応、他の利用者との交流、専門機関との連携についての考え方と取組

(カ) 多言語及び多文化の利用者への配慮、日常的に多文化交流を促す事業運営についての考え方と取組

キ 地域の拠点としての活動について

(ア) 地域特色（歴史、文化、国際性）を活かした児童健全育成の考え方と取組

(イ) 児童の自主的な地域活動の推進についての考え方と取組、施設運営における地域ボランティアとの連携についての考え方と取組

- (ウ) 地域の小・中学校、高校、企業、町会、自治会等の地域との連携及び交流についての考え方と取組
- (エ) 併設施設、他の児童館、子ども中高生プラザ、総合支所等との連携及び交流についての考え方と取組
- ク 効率的で質の高いサービスの提供について
  - (ア) 施設利用者の満足度向上に向けたサービス評価の具体的な取組
  - (イ) 施設利用者への情報の発信と周知方法及び手段の多様化や工夫の提案
  - (ウ) 年間を通じた活動や行事の提案
  - (エ) 提案事業の具体的な提案
  - (オ) 自主事業の具体的な提案
- ケ 区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組
- コ 今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた取組

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

## IV 決定後の手続

### 1 基本協定書及び年度協定書

#### (1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理及び運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

#### (2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理及び保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設、設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

### (3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

## 2 災害時協定

### (1) 協定の締結

港区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

### (2) 災害時協定書の主な事項

- ア 災害の範囲
- イ 指定管理者としての位置付け
- ウ 区民避難所（地域防災拠点）運営支援業務
- エ 要請期間及び方法
- オ 業務履行の義務及び免除
- カ 費用負担
- キ 損害補償
- ク 災害時の情報共有
- ケ 守秘義務
- コ 平時からの備え
- サ 協議
- シ 効力

## 3 事業計画書及び収支予算書の作成

### (1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書、収入及び支出の概算予定書の提出等

### (2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

## 4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内に準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引継ぎに努めてください。

引継ぎ等に係る経費は、区が経費を負担する項目（利用者の個人情報に関する引継ぎなど、指定期間開始前の一定の期間、当該施設で直接引継ぎを行う必要があるもの）を除き、新たな指定管理者が負担します。

なお、区が経費を負担する項目に係る引継ぎについては、令和7年1月から実施し、本業務については別途委託契約を締結します。

指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継業務を実施してください。

※ 労働環境確保策の一環としての雇用継続について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

## 5 情報の公表

### (1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

### (2) 選考及び選定過程の情報

指定管理者候補者の選考及び選定過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選定委員会選定調書、選考委員会会議録、選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

### (3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

## 6 モニタリング等の実施

### (1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施

するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し、意見箱の設置等による利用者等の意見、要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング等があり、モニタリング等の結果は、指定管理施設評価票として取りまとめ、ホームページで公表します。

## (2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定期間の中間年に1回、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が行います。なお、福祉施設については、東京都の制度があり、対象施設については、定められた受審頻度を遵守してください。

## (3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全及び安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持、向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員も含む。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

## (4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

# 7 指定の取消し等

## (1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の(1)に該当しなくなったとき。

イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。

- オ 協定に違反したとき。
- カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不適当と判断されるとき。
- ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。
- ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。
- コ 災害時協定に基づく区民避難所（地域防災拠点）運営支援業務を実施するため、指定管理業務の継続が困難になったとき。
- サ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

## （２）事業の継続が困難となった場合の措置

- ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。
- イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

## 問合せ先

〒106-8515 港区六本木五丁目16番45号  
港区麻布地区総合支所管理課 担当：本多、駒井  
電話：03-5114-8805  
メールアドレス：minato77@city.minato.tokyo.jp